

第50回（平成29年12月18日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第50回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つです。

議題1、神奈川県医療従事者健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書）の概要につきまして、井上調査官から説明をお願いします。

○井上調査官 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有するときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、当該特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするときも、同様とされています。

神奈川県医療従事者健康保険組合が実施する適用、給付及び徴収関係事務については、しきい値判断の結果、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成29年12月12日付け神医保発第767号において、神奈川県医療従事者健康保険組合から、当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、神奈川県医療従事者健康保険組合の職員に出席いただき、概要を説明いただくものです。

○堀部委員長 ただいまの井上調査官の説明にありましたように、神奈川県医療従事者健康保険組合の職員に出席いただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、神奈川県医療従事者健康保険組合から御説明をお願いします。

○神奈川県医療従事者健康保険組合 神奈川県医療従事者健康保険組合でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、説明いたします。本年2月17日、当組合の加入者1,064名分のマイナンバーと個人情報が納められた電子媒体を紛失する重大事故を引き起こしました。加入者数が平成28年度末には10万人を超える見込みであったため、重点項目評価を実施し、提出しようとした矢先のことでした。本来であれば、現時点での加入者数は11万人ですので、全項目評価を実施する規模の団体ではありませんが、重大事故を引き起こしたことにより、今回、全項目評価書を提出した次第です。

特定個人情報の保護・管理で不適切な対応がありました点につきまして、深くおわび申し上げます。また、マイナンバー制度への信頼を無くしかねない事態を発生させたことにつきましても、深く反省をしております。

それでは、評価書の概要を説明いたします。評価書の4ページにあります「（別添1）

事務の内容」に基づき、説明いたします。

初めに、事務で使用する基幹システムの概要について説明いたします。右側の健康保険組合と書いた図のオレンジ色の囲みで表わされている基幹システムは、適用システム、給付システム、徴収システム、個人番号管理システムの4つのシステムで構成しております。基幹システムは、加入者のマイナンバーのほか、資格の取得、喪失や給付、徴収に関する事務を管理しております。この基幹システム及びサーバーにつきましては、インターネット等の外部ネットワークと分離する措置を講じております。

続きまして、個人番号の入手経路について、説明いたします。個人番号の入手経路は3つのケースがございます、1つ目は本人から直接入手するケース、2つ目は本人から事業主を経由して入手するケース、3つ目は中間サーバー等を経由して情報提供ネットワークシステム又は地方公共団体情報システム機構から入手するケースです。評価書では、それぞれ赤い矢印で記載しております。

まず、1つ目の本人から直接入手するケースとしましては、図の上段の赤い矢印のとおり、給付に関する紙の届出を一般加入者から直接組合に提出する流れ、図の中ほどの赤い矢印のとおり、紙の届出を任意継続加入者から直接組合に提出する流れの2つの流れが挙げられます。郵送による入手には書留等を用いることを依頼し、誤送付が無いよう送付先を印字した様式を利用することを評価書に記載しております。

続きまして、2つ目の本人から事業主を経由して入手するケースとしましては、一般加入者から事業主、そして、組合へ向けた赤い矢印のとおり、事業主が紙又は電子媒体にて組合に届出を行うものです。組合の基幹システムの全ての利用者に対しユーザIDを発行し、そのIDと登録されたパスワードによる多段階認証を行うこと、アクセス権限を付与するシステム利用者を最小限に限定すること等を評価書に記載しております。また、データ保護管理者の指示により、データ保護担当者が随時不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与等がないか、管理簿の点検・見直しを行います。

最後に、3つ目の中間サーバー等を経由して、情報提供ネットワークシステム、地方公共団体情報システム機構から入手するケースとしましては、図の右側の縦の赤い矢印のとおり、組合の中に設置する統合専用端末を使用して、回線により中間サーバー等への情報照会を行い、情報提供ネットワークシステム等から情報照会の結果を取得する流れとなります。

情報照会の結果が取り込まれた統合専用端末と基幹システム専用端末との間の情報の授受につきましては、図にも記載のとおり、パスワード認証機能付きのフラッシュメモリを用いて行います。また、データ保護担当者がパスワードを設定したフラッシュメモリ以外を使用できないよう、統合専用端末及び基幹システム専用端末を系統的に制御しております。また、中間サーバー等以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離することを評価書に記載しております。

最後になりますが、重大事故を引き起こした団体として、再発防止策の内容を3つ、評

評価書の33ページに記載しております。

1つ目は、各担当者の事務処理机横にあったごみ箱への電子媒体の落下が重大事故の原因でしたので、机横のごみ箱を撤去するとともに、マイナンバーに係る事務処理は専用の作業機で行うように改めました。2つ目は、担当部署ごとに行っていた個人情報の保護・管理を一括して行う部署を設け、保管場所・施錠等の管理を厳格に行うよう改めました。3つ目は、各種規程を遵守していないことが発端で発生した重大事故でもありますので、全職員に対し、個人情報の保護・管理について、法令・規程・社内ルール・情報漏えい時等の報告体制を遵守するよう周知徹底するとともに、内部研修会を行うことを評価書に記載しております。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございます。特定個人情報を取り扱う上で、職員に対する教育、啓発はとても重要なことだと思います。今、御説明がございましたけれども、今回の重大事故はヒューマンエラーによって発生しております。職員に対し、特定個人情報の適切な取扱いを周知徹底する具体的な取組について、詳しく教えてください。

○青木常務理事 情報漏えい時等の報告体制の整備と内部研修会を実施しております。

まず、報告体制の整備については、6月1日に「個人情報漏えい等事故発生時危機管理マニュアル」及び「個人情報漏えい等の事故発生時の緊急連絡網」を策定し、情報漏えい時等の報告基準・体制を明確にした上で、事故発生時の被害を最小限にとどめ、誰もが積極的に対応できるよう、全職員に対し、内部研修会において周知徹底を行っております。

また、内部研修会の実施については、全職員が特定個人情報を取り扱う事務の担当者になるため、職員自らが積極的に学習経験を積むことができるよう、個人情報関連研修計画に基づき、平成29年6月から毎月1回、全職員がローテーションで説明者となるよう、内部研修会を開催しております。あわせて、内部研修会の実施状況等は、次第、出席者、配付資料を記載し、保存しております。

以上でございます。

○宮井委員 ありがとうございます。様々な取組をさせていただいているようですが、確実な実施をお願いしたいと思います。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 今、宮井委員から人的な防止策について御質問がありましたが、一方で、データを物理的にどのように管理するかということは、非常に重要な内容だと思っています。今回の重大事故の発生原因は、電子媒体を誤ってごみ箱に落としてしまったということなのですが、特定個人情報が記載された書類や特定個人情報が保存された電子媒体の管理に

ついて、どのようにしていくのか、入手から破棄まで全体の流れがどのようになっているのか、具体的な説明をお願いします。

○青木常務理事 先ほど説明しました内部研修会のおきまして、規程等の説明を行い、遵守すべき事項の確認を行っております。まず、書類、電子媒体の共通の取扱いにつきましては、規程に基づきそれぞれの管理台帳に記載して施錠・保管をしております。

次に、書類の取扱いについては、機密文書管理台帳を作成し、管理台帳に廃棄年月日を記録しております。

電子媒体の取扱いについては、特定個人ファイルが格納された電子媒体を一意に識別できるラベルを付し、ラベルと紐づけた管理台帳を作成し、取得から廃棄までの取扱状況を管理するとともに、定期的に管理台帳と電子媒体を突き合わせし、電子媒体の所在状況を確認しております。

また、電子媒体の取得については、事業所に対し、データの暗号化・パスワードによる保護を行った上で、追跡が可能で、かつ受領が確認できる手段で提出をするとともに、パスワードは別途郵送で送付してもらうように周知徹底しております。

以上でございます。

○手塚委員 どうもありがとうございました。それでは、周知徹底するようによろしくお願いたします。

○堀部委員長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

私からは、質問というよりも要望ですが、御説明いただいた内容を始めとしたリスク対策については、確実に実行していただく必要があります。リスク対策について常に見直しを行い、より良い体制の整備に努めていただきたいと思います。また、研修が非常に重要な意味を持ちますので、職員に対する研修は、実務に即した形で確実に実行していただくことを要望いたします。よろしいでしょうか。

○神奈川県医療従事者健康保険組合 はい。

○堀部委員長 他にいかがですか。

それでは、他に御質問、御意見がありませんので、質疑応答はこれまでとし、本評価書については、本日の説明内容等も踏まえて、審査を進めていくことにしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、議題2、国税庁（国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書）につきまして、井上調査官から説明をお願いします。

○井上調査官 国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書につきましては、11月28日に開催されました第48回委員会において、国税庁の職員に出席いただき、概要を説明いただいたところです。

本日は、当該評価書について、事務局より指針で定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局の精査結果の主な内容を説明させていただきます。

その上で評価書を審査いただき、承認の可否をお伺いするものです。よろしくお願いたします。

○堀部委員長 それでは、お願いします。

○事務局 まず、国税関係（受付）事務について、資料2-1に基づき、審査表の説明をいたします。

資料2-1を1枚めくると、目次がございます。こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を取り扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また「国税電子申告・納税特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載されているかを審査し、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としております。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、13ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、外国税務当局から特定個人情報を入手する際のリスク対策について具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「所見」として、外国税務当局からの特定個人情報の入手は、共通送受信システム（CTS）を経由して行うこと等が具体的に記載されているとしております。

続きまして、14ページ上段の【総評】を御覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として次の3点を記載してしております。

（1）として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

（2）として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

（3）として、外国税務当局から特定個人情報を入手する際のリスク対策について具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

続きまして、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。審査記載事項の案として、次の4点を記してしております。

1点目として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

3点目として、職員への教育・研修の実施とともに、実効性のある自己点検・監査の実施が重要であるとしております。

4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、取扱部署での手順を含め、不断の見直し・検討を行うこ

とが重要である。特に、納税者等が国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用する際の新たな認証方式の導入及び外国税務当局から特定個人情報を入手する際のリスク対策については、確実に実行することが重要であるとしております。

国税関係（受付）事務に関しては以上です。

続いて、国税関係（賦課・徴収）事務について、資料2-2に基づき説明いたします。1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を取り扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また、KSKシステム関係、租税に関する調査関係、犯則事件の調査関係、それぞれの特定個人情報ファイルでは、入手・使用、保管・消去等特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載されているかを審査し、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としております。

次に「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきまして、29ページの「主な考慮事項（細目）」の74番を御覧ください。特定個人情報ファイルをダウンロードする際のリスク対策について具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「所見」といたしまして、特定個人情報ファイルを専用回線を通じてインターネットと分離されているサーバーへダウンロードするほか、ダウンロード先の限定、他フォルダへの持ち出し制御、保存期間の設定により定期的にファイルを削除すること、ダウンロード権限及びファイルへのアクセス制限並びにダウンロードログ及びアクセスログの取得を行い、それらの点検を行うこと等について具体的に記載されているとしております。

続いて、30ページ上段の【総評】を御覧ください。これまでの主な考慮事項におきまして、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」ということでしたので、総評として次の3点を記載してしております。

（1）として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、「特段の問題は認められない」としております。

（2）として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

（3）として、特定個人情報ファイルを既存の各税務署のサーバーにダウンロードして活用する際のリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしております。

続きまして、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】を御覧ください。審査記載事項の案として、次の4点を記載してしております。

1点目として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

3点目として、職員への教育・研修は実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査を実施することが重要であるとしております。

4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、取扱部署での手順を含め、不断の見直し・検討を行うことが重要であるとしております。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御質問、御意見がないようですので、この評価書を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務 全項目評価書を承認することといたします。

本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、事務局においては、引き続き必要な手続を進めてください。

○井上調査官 国税庁に対し、承認された旨、承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に、議題3、独自利用事務の情報連携に係る届出の承認につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 まず、番号法第9条第2項の条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきましては、委員会規則で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、法定事務に準じて情報連携することが可能であるとされております。これについては、平成29年1月の第29回個人情報保護委員会において、1,020の地方公共団体の5,874件の届出を承認し、委員会ホームページで現在、公表しております。

なお、資料を1枚おめくりいただいた別紙に示しておりますのは、情報連携の対象となります独自利用事務の事例として公表しております35の事務類型となります。

資料お戻りいただきまして（2）でございます。このたび平成30年3月からの情報連携に係る地方公共団体からの届出について、委員会規則で定める要件に合致するか審査をいたしました。その結果、四角囲みに示しますとおり、249の団体から686件の届出につきまして連携対象と認めることとしたいと存じます。なお、変更届は既に承認を受けた届出について連携する特定個人情報の追加などを行うもの、中止届は承認済みの届出の情報連携を中止するものでございます。これらが承認されました場合、平成30年3月時点で有効な届出数につきましては、その下に示しますとおり、1,093団体の6,382件となります。

また、御承認いただいた届け出につきましては、承認済みの届出と同様に、届出機関の一覧を委員会のホームページに掲載するとともに、各届出団体のホームページにおいて、

届出内容の詳細を公表いただくこととしております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 地方公共団体はいろいろな単独事業をやっているわけですが、それぞれの団体ごとに違ってきて手続も大変なのですが、できるだけきめ細かく地方公共団体の要望あるいは実情に対応していくことがこの制度運用では非常に大事だと思いますので、まず、参考となる事例についても引き続き拡大を図って、それぞれの個別の地方公共団体がやりやすいように工夫していく必要があると思います。

それから、今の段階では追加することが中心なのですが、そのうちだんだん止めるというところも出てくるだろうと思いますので、そういった変動に対しても迅速に、的確に対応していくことが大事だと思いますので、この辺を事務局のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特に御発言がありませんので、独自利用事務の活用が推進されますと、マイナンバー導入のメリットが発揮されることになりまして、国民にも実感していただけたと思います。そうなるように、地方公共団体と連携して取り組んでいきたいと思ひます。

それでは、地方公共団体から提出された届出について承認することとしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、承認いたします。ありがとうございます。

次に議題4、日EU間の個人データ移転に関する合意につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 日EU間の個人データ移転に関しまして、14日に熊澤委員とヨウロバー委員において会談を行っていただきましたので、その内容につきまして御報告をさせていただきます。お手元の資料4をご覧ください。

会談の後に、会談で合意を得た内容につきまして、プレス・ステートメントが発出されております。その内容でございますけれども、第1段落は12月14日に議論を行ったということ、第2段落は、日EU・EPAの交渉の観点からも、データ移転の議論は非常に重要である点を確認したということ、第3段落は、今までの議論の進展を評価するとともに、日EU双方の制度間の相違点を埋めるための解決策を探ったということ、次の段階に進み、解決策の詳細についてこれから作業をすること、また、議論のペースを加速させることにつきまして、合意をしていただきました。これを念頭に置きつつ、次回の議論においては、



これを完結させることを目指して、2018年初めにブリュッセルで開催することとするという点の合意をしていただきました。

私からは、以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 今回の会談において、ヨウロバー委員から相互認証を早期に実現するという強い意志が感じられて、非常に心強く思いました。交渉はいよいよ最終段階に入っておりまして、今後解決策の詳細について詰めていく作業が待っておりますが、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 熊澤委員、お疲れさまでした。また、御協力された国際室の皆様もお疲れさまでした。

このテーマは経済界が最も強く関心を寄せております。それだけに、当委員会でも私が感じる限りでは、議論の進捗状況をかなり細かく情報開示をしてきたと思うのです。解決策の内容は今後の議論次第ではありますが、時期についてはかなり具体的な線が出てきておりますので、さらに期待も増しておりますし、大変喜ばしいものと捉えられていると思います。ぜひ日本の事業者が使いやすい制度となるように、十分留意して交渉を進める必要があると考えております。

以上です。

○堀部委員長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

今回、こういう形で、差異を埋めるためにどのようにしていくかということが確認できたこと、また、次回の委員レベルの対話の時期について一致できたことは大きな進展だったと思っております。これから、更に議論を進めることにはなりますが、EUの側もどうなっているのかということを確認していく必要があります。作業は大変ですけれども、進めたいと思います。

議題4は以上で終わらせていただきます。

次は議題5、その他です。

委員の海外渡航承認についてですが、嶋田委員が12月23日から12月27日までシンガポールに委員会用務外で渡航されるとのこと。この海外渡航について、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

海外渡航について承認されました。

本日の議題は以上です。本日の会議資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、現在、日程調整中でございます。決まり次第、改めて御連絡をさせていただきます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。また、国税庁の全項目評価書が承認されましたので、前回会議の提出資料である評価書を公表いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○堀部委員長 次回は現在調整中ということですが、恐らく12月には開かれないということになりますか。

○的井総務課長 1月で今、調整中でございます。

○堀部委員長 そのように理解してよろしいでしょうか。

今回が平成29年最後の委員会になりました。よいお年をお迎えください。

どうもありがとうございました。